

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年6月29日

【会社名】 RIZAPグループ株式会社

【英訳名】 RIZAP GROUP, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 瀬戸 健

【本店の所在の場所】 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

【電話番号】 (03)5337-1337

【事務連絡者氏名】 グループ管理本部長 鎌谷 賢之

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

【電話番号】 (03)5337-1337

【事務連絡者氏名】 グループ管理本部長 鎌谷 賢之

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 4,641,960,000円
(注) 募集金額は、発行価額の総額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人札幌証券取引所
(北海道札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年6月29日に有価証券報告書及び臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、2018年5月28日付をもって提出した有価証券届出書及び2018年6月6日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、当該有価証券報告書及び臨時報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の差替え)

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、2018年5月28日付をもって提出した有価証券届出書に添付しておりました「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

(添付書類の削除)

2018年5月28日付をもって提出した有価証券届出書に添付しておりました「第15期連結会計年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)の業績の概要」を削除します。

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照して下さい。

(訂正前)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

第14期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) 2017年6月26日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

第15期第1四半期(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日) 2017年8月10日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

第15期第2四半期(自 2017年7月1日 至 2017年9月30日) 2017年11月14日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

第15期第3四半期(自 2017年10月1日 至 2017年12月31日) 2018年2月14日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2018年5月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2017年6月27日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2018年5月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2017年6月28日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2018年5月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の規定に基づく臨時報告書を2017年9月27日に関東財務局長に提出

8 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2018年5月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2及び第3号の規定に基づく臨時報告書を2017年9月27日に関東財務局長に提出

9 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2018年5月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2及び第3号の規定に基づく臨時報告書を2018年3月23日に関東財務局長に提出

10 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2018年5月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2018年3月29日に関東財務局長に提出

11 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2018年5月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2018年4月6日に関東財務局長に提出

12 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2018年5月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2018年4月6日に関東財務局長に提出

13 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2018年5月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書を2018年5月21日に関東財務局長に提出

14 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2018年5月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2018年5月28日に関東財務局長に提出

15 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を2017年8月10日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

第15期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月29日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2018年6月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月29日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(訂正報告書により訂正された内容を含む。以下同じ。)及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2018年5月28日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された事業等のリスクについて変更及び追加がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については下線(罫)で示しております。なお、有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項については本有価証券届出書提出日(2018年5月28日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

〔事業等のリスク〕

<後略>

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2018年6月29日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された事業等のリスクについて生じた変更その他の事由はありません。なお、有価証券報告書に将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2018年6月29日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

〔事業等のリスク〕の全文削除